

岩手県告示第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- (2) 基本測量を実施する期間 令和5年2月1日から終了を通知するまで
- (3) 実施する基本測量の種類 時空間変位確定測量
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町及び九戸郡洋野町
- (2) 基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 電子基準点測量
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- (2) 基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から終了を通知するまで
- (3) 実施する基本測量の種類 衛星合成開口レーダー地盤変動測量
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- (2) 基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から同年7月31日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 航空重力測量
- 5 (1) 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- (2) 基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 電子国土基本図（地図情報）修正